

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表				
金融事業者の名称		住友生命保険相互会社		
■取組方針掲載ページのURL：		https://www.sumitomolife.co.jp/customer-first/		
■取組状況掲載ページのURL：		https://www.sumitomolife.co.jp/customer-first/		
原則		実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
原則2	【顧客の最善の利益の追求】 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。	実施	■方針1. お客さま本位の業務運営の実践と企業文化としての定着 ■方針5. お客さま本位の業務運営に資する従業員教育や評価体系 ■方針7. お客さま本位の業務運営の実効性を高める取組み	■方針1(3～9ページ)、 ■方針5(22～23ページ) ■方針7(26～27ページ)
	(注)	実施	■方針1. お客さま本位の業務運営の実践と企業文化としての定着	■方針1(3～9ページ)
原則3	【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。	実施	■方針6. 利益相反の適切な管理と保険募集管理態勢の構築－【利益相反管理態勢】 ■方針6. 利益相反の適切な管理と保険募集管理態勢の構築－【資産運用業務・スチュワードシップ活動における利益相反管理】・【代理店販売における適切な保険募集管理態勢の確保】	■方針6(24～25ページ) ■方針6(24～25ページ)
	(注)	実施		
原則4	【手数料等の明確化】 金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。	実施	■方針3. お客さまにとって分かりやすい情報の提供	■方針3(20ページ)
原則5	【重要な情報の分かりやすい提供】 金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。	実施	■方針3. お客さまにとって分かりやすい情報の提供 ■方針2. お客さまにとって最適な商品・サービスの提供－【お客さまニーズに沿った商品の開発・提供】 ■方針3. お客さまにとって分かりやすい情報の提供 ■方針6. 利益相反の適切な管理と保険募集管理態勢の構築－【代理店販売における適切な保険募集管理態勢の確保】	■方針3(19～20ページ) ■方針2(14ページ) ■方針3(19～20ページ) ■方針6(24ページ)
	(注1)	実施		
	(注2)	非該当	当社ホームページに掲載した【お客さま本位の業務運営方針】の末尾部分、および【2023年度「お客さま本位の業務運営方針」に係る取組み状況】の2ページ	当社ホームページに掲載した【お客さま本位の業務運営方針】の末尾部分、および【2023年度「お客さま本位の業務運営方針」に係る取組み状況】の2ページ
	(注3)	実施	■方針3. お客さまにとって分かりやすい情報の提供	■方針3(19～20ページ)
	(注4)	実施	■方針3. お客さまにとって分かりやすい情報の提供	■方針3(19～20ページ)

	(注5)	金融事業者は、顧客に対して情報を提供する際には、情報を重要性に応じて区別し、より重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意を促すべきである。	実施	■方針3. お客さまにとって分かりやすい情報の提供	■方針3(19～20ページ)
原則 6	【顧客にふさわしいサービスの提供】 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。		実施	■方針2. お客さまにとって最適な商品・サービスの提供－【お客さまニーズに沿った商品の開発・提供】・【お客さまの属性や状況に応じた対応】	■方針2(10～16ページ)
	(注1)	金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に関し、以下の点に留意すべきである。 ・顧客の意向を確認した上で、まず、顧客のライフプラン等を踏まえた目標資産額や安全資産と投資性資産の適切な割合を検討し、それに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を行うこと ・具体的な金融商品・サービスの提案は、自らが取り扱う金融商品・サービスについて、各業法の枠を超えて横断的に、類似商品・サービスや代替商品・サービスの内容(手数料を含む)と比較しながら行うこと ・金融商品・サービスの販売後において、顧客の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行うこと	実施	■方針2. お客さまにとって最適な商品・サービスの提供－【お客さまニーズに沿った商品の開発・提供】・【お客さまの属性や状況に応じた対応】・【アフターフォロー・保全手続き】 ■方針3. お客さまにとって分かりやすい情報の提供	■方針2(14～15、17ページ) ■方針3(20ページ)
	(注2)	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。	非該当	当社ホームページに掲載した【お客さま本位の業務運営方針】の末尾部分、および【2023年度「お客さま本位の業務運営方針」に係る取組み状況】の2ページ	当社ホームページに掲載した【お客さま本位の業務運営方針】の末尾部分、および【2023年度「お客さま本位の業務運営方針」に係る取組み状況】の2ページ
	(注3)	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定・公表するとともに、商品の販売に携わる金融事業者においてそれに沿った販売がなされるよう留意すべきである。	実施	■方針3. お客さまにとって分かりやすい情報の提供	■方針3(19～20ページ)
	(注4)	金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引被害を受けやすい属性の顧客グループに対して商品の販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等が適当かより慎重に審査すべきである。	実施	■方針2.お客さまにとって最適な商品・サービスの提供－【お客さまの属性や状況に応じた対応】	■方針2(16ページ)
	(注5)	金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行うべきである。	実施	■方針3. お客さまにとって分かりやすい情報の提供 ■方針5. お客さま本位の業務運営に資する従業員教育や評価体系－【従業員教育、金融リテラシー】	■方針3(20ページ) ■方針5(22～23ページ)
原則 7	【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】 金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。		実施	■方針5. お客さま本位の業務運営に資する従業員教育や評価体系 ■方針7. お客さま本位の業務運営の実効性を高める取組み。－【実効性を高めるための体制整備】	■方針5(22～23ページ) ■方針7(26ページ)
	(注)	金融事業者は、各原則(これらに付されている注を含む)に関して実施する内容及び実施しない代わりに講じる代替策の内容について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。	実施	■方針7. お客さま本位の業務運営の実効性を高める取組み。－【実効性を高めるための体制整備】	■方針7(26ページ)
【照会先】					
部署			住友生命保険相互会社　お客さま本位推進部		
連絡先			03-6664-8940		